

答 申 書
(答申第48号)
平成19年2月28日

1 審査会の結論

〇〇〇〇〇〇〇〇保育園に係る保育所運営指導に関する公文書のうち、別紙1の表に掲げる非開示部分のうち、給食の食材購入費の状況の記述は開示すべきであるが、その余の部分を非開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨
(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求(以下「本件開示請求」という。)の対象公文書は、〇〇〇市、〇〇〇〇〇〇〇〇保育園の〇月〇日運営指導、〇月〇日現地確認における聞き取り、実態調査、書面調査等である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事(以下「実施機関」という。)は、本件開示請求に対応する公文書として、「保育所運営指導のため」に関する復命書(平成〇年〇月〇日付け復命)、社会福祉法人・社会福祉施設運営調書(保育所運営管理・入所児処遇)及び平成17年度社会福祉法人・社会福祉施設運営調書(会計基準)を特定し、これらの公文書の一部が北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。)第10条第1項第1号に規定する非開示情報(以下「1号情報」という。)又は同条同項第2号に規定する非開示情報(以下「2号情報」という。)に該当するとして一部開示決定処分(以下「本件処分」という。)を行った。

異議申立人は、本件処分により非開示とされた情報のうち、「保育所運営指導のため」に関する復命書(平成〇年〇月〇日付け復命)(以下「本件公文書」という。)の①対応者の職名及び氏名並びに指導結果の非開示部分、②指導結果表中の人事管理の非開示部分、③同表中の給食の状況の非開示部分及び④出勤簿の2番目の氏名(以下「本件非開示情報」という。)の開示を求めていることから、本件処分のうち当該部分を非開示としたことの妥当性について判断することとする。

(3) 1号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第1号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

イ 実施機関は、本件公文書に記載されている情報のうち、上記①、②及び④については、既に開示している情報と照合することにより、特定の個人に関する給与や勤務状況が識別され得るものであり、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められると主張する。

ウ 上記①、②及び④は、当該保育園の特定の職員の職名、氏名及び給与月額並びに個人が特定され得る記述であり、直接又は他の情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別され得る情報であると認められる。

これらの情報が開示されると、当該保育園の従業員であることが明らかになるとともに、既に当該保育園に対する運営指導の内容が開示されていることから、特定

の職員の給与及び勤務の状況が明らかとなり、一般に、このような情報は、通常他人に知られたくないと認められることから、1号情報に該当するものと判断する。

(4) 2号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第2号は、法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるものは、非開示情報に該当する旨定めている。

イ 実施機関は、本件公文書に記載されている情報のうち、上記③の給食の食材購入費の金額等に関する内容については、法人が事業活動を行う上での内部管理上の事項に属する情報であって、開示することによって、当該法人の事業運営に影響を及ぼす懸念があることから、2号情報に該当すると主張する。

また、給食の食材購入費が妥当なものであるかを確認するため、今後3か月の購入内訳を〇〇〇市に報告するように指導したもので、金額が妥当なものであるかどうかの確認前の情報であり、この段階で、食材費の内容に係る記載を公文書として開示することは、当該法人の事業運営に影響を及ぼす懸念があると主張する。

ウ 2号情報の「不当に損なわれると認められるもの」に該当するかどうかは、当該法人に係る当該事業の性格、規模、事業活動における当該情報の位置付けなどを客観的に判断して行うものとされている。

(ア) 食材購入費の月額

上記③のうち当該保育園給食の食材購入費の月額は、経営に要する経費の一部であることから内部管理上の事項に属する情報であり、開示することにより、当該法人の事業運営が不当に損なわれると認められる。

したがって、当該保育園給食の食材購入費の月額を開示することにより、当該法人の競争上若しくは事業運営上の地位が不当に損なわれると認められることから、2号情報に該当するものと判断する。

(イ) 食材購入費の状況

実施機関は、給食の食材購入費が妥当なものであるかどうかの確認前の情報であり、開示することは、当該法人の事業運営に影響を及ぼす懸念があると主張するが、上記③のうち当該保育園給食の食材購入費の状況の記述は、当該保育園に対する運営指導において確認された当該費用に対する事実評価が記載されているものであり、実施機関が2号情報に該当しないものとして既に開示している他の運営指導の内容と同程度のものであることを考慮すると、当該法人の競争上若しくは事業運営上の地位が不当に損なわれるとまでは認められない。

したがって、給食の食材購入費の状況の記述については、2号情報に該当しないものと判断する。

(5) 条例第11条の該当性について

ア 異議申立人は、上記①、②及び④は、補助金の不正流用に関係するものであり、また、上記③は、保育園児の生命・健康に係る重大なことであり、公益上開示の必要がある旨主張していることから、条例第11条に規定する公益上の必要による開示の可能性についても判断する。

イ 条例第11条は、開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合であっても、当該情報を開示することが人の生命、身体、健康又は生活の保護のため公益

上必要があると認めるときは、当該公文書に係る公文書の開示をするものと定めている。

本条の適用に当たっては、非開示情報の規定によって保護される利益と人の生命、身体、健康又は生活の保護という公益上の必要性とを個別、具体的に比較考量し判断すべきものと解される。

ウ 異議申立人は、本件非開示情報は公益上開示の必要がある旨主張するが、本件非開示情報が、当該保育園の特定の職員の職名、氏名、給与月額及び個人が特定され得る記述、並びに食材購入費の月額及び食材購入費の状況の記述であることから判断すれば、本件非開示情報を開示することが、人の生命、身体、健康又は生活を保護するために公益上必要であるとまでは認められない。

したがって、上記(3)で非開示妥当と判断した部分について、条例第11条に規定されている公益上の開示の必要性があるとはいえない。

(6) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成18年10月5日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 諮問書の受理（諮問番号45） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書一部開示決定通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書、⑦対象公文書の写し）の提出 ○ 新規諮問事案の報告 ○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託
平成18年11月27日 （第二部会）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 異議申立人の意見陳述 ○ 審議
平成18年12月18日 （第二部会）	○ 審議
平成19年1月24日 （第二部会）	○ 審議
平成19年2月19日 （第二部会）	○ 審議
平成19年2月27日 （第19回審査会）	○ 答申案審議
平成19年2月28日	○ 答申

